

2016 北海道最賃情報 (NO.2)

2016年8月5日(金)

連合北海道最賃対策委員会

786円 (+22円) で結審!

8月5日 第4回 北海道地方最低賃金審議会答申

■最低賃金審議会の結審に向けて

北海道の最低賃金額を決める「北海道地方最低賃金審議会」が8月5日(金)午後開催されるにあたり、連合北海道は、同日12時20分から、北海道労働局前において「8.5北海道地域最賃の大幅引き上げを求める労働局前集会」を開催した。

集会の冒頭、連合北海道の最賃対策委員会の紺野委員長より、「北海道を含む40道府県の地域別最低賃金が800円未満で地域間格差が拡大している。勤労者の生活実態、生計費や高卒初任給、労働者の賃上げ状況を踏まえ、最低賃金を引き上げる環境整備が必要」と挨拶があった。審議会の労働側委員でもある永田組織労働局長からは、「使用者側は、経済の先行きが不透明な中、支払い能力を超えた大幅な引き上げは雇用を減らすと主張、社会的責任を放棄した無責任な姿勢に終始している」と批判しつつ、「10年ぶりに10月1日の早期発効の実現」と「引き上げに伴い31万人近いパート労働者の賃金に反映される」ことなど、本日午後に結審を迎える審議経過の



報告がされた。

全自交労連の鈴木書記長は、タクシー労働者を代表して「景気回復の実感乏しく、社会は不安定さを増している」と述べ、「経済の好循環確立のために、誰でも時給1,000円に引き上げる審議を求める」と訴えた。

集会の終わりに、「最低賃金を1,000円以上に引き上げろ!」「働くものが報われる最低賃金に引き上げろ!」と100名を越える参加者がシュプレヒコールを挙げ、最低賃金の大幅な引き上げを求めた。



■北海道の最低賃金が決まる

8月5日午後、第4回北海道地方最低賃金審査会において、北海道最低賃金の22円引き上げで結審した。これにより、異議申し立てがなければ北海道の最低賃金は786円に改正、10月1日に発効される見込みとなった。

今回の改定額について連合北海道は、「『賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る』という最低賃金法の目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できる改定額とはいえない。一方、1992年以降、24年ぶりの高い引き上げ額であるとともに、多くの非正規労働者の賃金引上げに反映されるものと受け止める。さらには、10年ぶりに10月1日の早期発効を実現したことは評価できる。」との事務局長談話を発表した。[\(別紙参照\)](#)

3年連続して労働者側が主張してきた「800円、1,000円」への引き上げに向けた道筋をつけるための表記が答申書に記されたことから、連合北海道は、この答申書を足掛かりに、引き続き、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいく。